

2018年6月定例県議会 一般質問

2018年6月28日

日本共産党 宮川えみ子県議

日本共産党・宮川えみ子です。一般質問を行います。

大震災・原発事故から7年たちました。県政全体に原発事故が起因した問題が深く広がっています。一つ一つを県民の立場に立って解決していくことが、真の福島再生と復興につながっていくことを申し上げて質問致します。

一、原発問題について

原発問題についてです。

共産党県議団は、さる6月7日、東京電力福島第一原発の事故収束・廃炉作業の現状調査のため、第一原発を視察しました。各施設をバスで回り、原子炉建屋付近の高台では降車し説明を受けましたが、毎時120～140 μ シーベルトという状況でした。

説明では、当面は、1～3号機までの使用済み核燃料をプールから取り出す作業で、3号機はがれき撤去を終え、かまぼこ型燃料取り出し装置設置で取り出しが始まる段階、1号機は燃料プールの状況が確認できず、まず建屋上部のがれき撤去のための遠隔操作の大型クレーンが作業中、2号機は建屋内部の放射能濃度が高いため内部調査用コンテナの外壁取り付け中でした。いずれもオペレーターによる遠隔操作となり技術者確保が課題となっております。

しかも、1号機上部のがれき撤去だけで3年、準備も含め取り出し開始は5年後といえます。今後、2号機や排気塔の撤去作業など高い放射能の下、危険で長期にわたる膨大な作業が見込まれます。その後の燃料デブリ取り出しまで、次世代までの長期にわたる高線量の作業が続きます。

原発事故収束・廃炉作業に当たる技術者を確保するため、待遇を国家公務員に準じたものとするよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

多重下請け構造の下で働く原発労働者の放射線被ばくなどの健康管理を徹底するよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

地下水の流入量は多かった時期の3分の1、毎日120トン程度になっています。

一方、規制庁は、トリチウム水の海洋放出を東電に執拗に求めています、とんでもないというのが県民や漁業者の声です。

トリチウム水を海洋に放出しないよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギーについてです。

県議団は今年4月に、「再エネ」調査等で、長野県と飯田市を訪問しました。長野県の、「長野県環境エネルギー戦略」では、地域主導型をしっかりと位置づけ、①環境・温室効果ガス削減、②経済・資金流出から域内投資へ、③地域・活力と創造の源という推進の目的を明らかにし、県の経済効果への影響も数字にして再生可能エネルギーを推進していました。

原発に頼らない再生可能エネルギー先駆けの地を目指す本県は、地域住民の生活環境を脅かすことなく、福島県の地域経済発展に貢献する事が求められております。

再生可能エネルギーの導入推進にあたっては、地域主導型の観点に立ったルールを作るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、飯田市では、住宅の屋根に太陽光を積極的に取り付けるため、住民目線でまだ設置していない所を地図上に示し、対策を協議し推進しています。一方、本県の太陽光発電の補助件数は2013年当時の約半分の件数に落ち込んでいます。

住宅用太陽光発電設備の導入推進にあたっては、数値目標をもって取り組むべきと思いますが県の考えを尋ねます。

本県でも、白河市の集落営農・農事組合では、水稻の苗や野菜用ハウスの上部で太陽光発電を行っています。

農業用ハウスを活用した営農型発電の導入を支援すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

三、いわき市遠野地区における三大明神風力発電と遠野風力発電について

いわき市遠野地区における三大明神風力発電と遠野風力発電についてです。

大規模発電事業計画で地域住民とのトラブルが全国的に深刻化しているなか、資源エネルギー庁が再生可能エネルギーの「事業計画ガイドライン」を今年4月に改正しまし

た。改正のポイントは初期段階から、地域とのコミュニケーションを密にとることなどです。

2月議会でも取り上げましたが、ガイドラインが改正された事もあり再度質問します。この二つの風力発電計画は隣接し集中して建設が計画されています。風車の計画数は流動的ですが、三大明神風力は集中立地が指摘され、数を9基に減らしたものの1基をさらに巨大化させ、遠野風力発電は三大明神風力発電との隣接を指摘され27基を入定北部地区に密集させています。

この地域は、地質が塩基性岩源片岩（えんきせいがんげんへんがん）で、固いが割れやすく過去に2回土石流を引き起こしています。また、公共水道がなく沢水を生活用水等に使っています。

対象区域のほぼ全域が森林法に基づく水源かん養等の国有保安林等の保安林及びいわき市水源保護条例地域に指定されていますが、三大明神風力発電事業等について、保安林の解除は行うべきではないと思いますが、県の考えをお聞きします。

今月13日に入遠野公民館で環境影響評価の方法書段階での遠野風力発電事業者の説明会がありましたが、事業者はマスコミが取材に来たからできないと多くの住民が集まったにもかかわらず中止をしてしまいました。

改正ガイドラインでは、「事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ること」を求めています。まるで知らせないという対応です。

ガイドラインの最も重要な改定について背を向けている事業は失格と言えるのではないのでしょうか。隣接する二つの風力発電事業の建設中止を求める署名は、積みあがって2,646人、立地地区に近い地域はほぼ100%です。

国の事業計画策定ガイドラインの改定を踏まえ、住民合意のない発電事業計画の中止を求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

四、児童虐待への対応について

児童虐待への対応についてです。

子どもの虐待事件が続いています。東京目黒区の事件で5才の女の子がしつけ・教育と称して虐待され低栄養で死亡した事件は、行政が把握していたにも関わらずなぜ救えなかったのか深く要因を分析し対策をとることが求められています。

本県でも12年前に泉崎村で、東京から転居してきた3歳児の虐待死事件が発生した事を受けて、その後、郡山相談センターから県中児童相談所への格上げなど、一定の改善は図られましたが、ハード・ソフト面の体制は不十分です。

福島県は、2016年度の児童虐待件数で前年度比1.81倍、956件と増加率が全国一となりました。県は警察からの通告の増加が大きな要因と言いますが、これは全国も同じです。

「日本一子育てしやすい県づくり」を目指す県としては、子どもの貧困や原発事故による避難等が広がっている現状を深く見て、具体的施策を先んじて進めることが求められていると思います。

本県における児童虐待件数の大幅増加を踏まえ、児童相談所の体制を強化すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

児童相談所の児童福祉司は、国の新配置基準まであと二人増やせばいいことになっていますが、実態はとてども追いつきません。難しいケースも増え、新しく義務化された職員の研修時間の確保や兼任事務を持っている人もあり、超過勤務も増えています。

児童相談所における児童福祉司の配置について、基準の見直しを国に求めるとともに、県独自に増員すべきと思いますが、考えをお聞きします。

五、農業政策について

農業政策についてです。

国の福島県産農林水産物流通実態調査では、全体として震災前の価格水準まで回復していないというのが本県の農業です。原発事故での実害・風評被害が厳しい中、国による農業つぶしもいうべき施策が進められています。

TPP11は、12か国の旧協定の中身が維持されており、農産物関税撤廃・引き下げをかつてない水準で進めることを約束しています。「米・麦・牛肉・豚肉・乳製品・甘味資源作物の重要5品目を除外する」とした国会決議に明白に違反するもので、農業と地域経済に壊滅的な影響を及ぼす恐れがあります。

しかし、政府は影響試算の妥当性や、国内農業への影響を緩和するための国内対策はあいまいな答弁です。各国が審議に応じる保証もありません。また、アメリカと7月にも始める新たな貿易協議で一方的な譲歩を迫られる出発点になる危険があります。

輸入食料がさらに増え自給率が下がることは、命・環境・地域・国土維持に極めて悪影響を与えることになります。

特に本県の農業に重大な影響を与えかねないTPP11を実行しないよう国に求めるべきと思いますが県の考えをお尋ねします。

種子法改正についてです。

今年の3月末で主要農作物種子法が廃止されました。種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものでした。外国の企業参入をしやすくするためですが、「種子」を民間企業にゆだねた場合、改良された品種に特許がかけられるなどの懸念がされています。地域に適した品種の維持と管理は不可欠と強い要望が上がっています。

埼玉県議会は「主要農作物種子条例」を全会一致で決め、新潟県、兵庫県も制定したとのことです。

主要農作物種子の安定供給を図るため、条例を制定すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

森林経営管理法についてです。

この法の問題は、目先の木材確保を優先するもので、森林の持つ長期的役割の放棄、森林所有経営者の権利侵害、都道府県市町村への財政負担と責任の押し付けなどです。

木材の輸入自由化での価格の低迷による林業経営の困難、近年は輸出国の環境保全などによる丸太材などの輸入困難など、歴代政府の失政があり、また、大手木材メーカーが国産丸太を大量に安く買いたいという要求が背景にあります。

国会での審議過程で重大な問題が次々明らかになったことで、14項目もの付帯決議がつく異例の事態になりました。

植林後50年を経てようやく利用できるようになった森林を大量に伐採する事での環境保全、持続可能な森林存続についてが大きな問題になりますが、森林の大量伐採につながる政策ではなく、森林の環境保全や水源かん養など、公益的機能の観点に立った森林経営管理法の運用について、県の考えをお聞きします。

六、地域の商店の維持と仕事おこしについて

地域の商店の維持と仕事おこしについてです。

復興事業が縮小する下で、県内中小業者の仕事おこしが求められています。この際循環型・福祉型などに力を入れるときだと思います。

二本松市では商店リニューアル支援制度が好評です。看板直しや水回り支援など商店を継続するために上限や割合を決めて支援するといいます。また、その仕事は市内事業者限定で地元業者の仕事起しになっています。申請の仕方が簡単で手軽、実情にあった支援と評判です。

地域の商店の維持と仕事おこしのための支援制度を創設すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

七、復興の在り方について

復興の在り方についてです。

昨年は除染事業で環境省の専門官が逮捕、安藤ハザマが宿泊費水増しで家宅捜査を受ける事件があり、今度は国直轄除染工事でもゼネコンが談合し、県内を4社で各自治体ごとにすみわけ、平均落札率は約98%、中には99%超と談合は明らかな状況です。手抜き工事なども横行しています。大手が談合で受注し仕事は下請けに出し、現場作業員を劣悪な賃金で働かせてはならないことは当然です。

国直轄の除染事業において、適正な労働条件が確保されるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

ダンプやトラックの過積載を防止し、輸送の安全を確保するための一層の対応が重要です。

県発注工事において、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条に規定する団体等への加入者の使用促進を出先機関へ周知すべきと思いますが、県の対応を尋ねます。

県発注工事において、受注者が工事を下請に出す場合は、県内業者を優先的に活用すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

八、いわき市の医療提供体制について

いわき市の医療提供体制についてです。

いわき市をめぐる医療環境は深刻です。特に救急医療体制は厳しさを増しています。昨年暮れ、知り合いが路上で倒れ救急車は早く来たものの、現場に到着してから病院に向けて出発するまで1時間40分もかかりました。救急車の方が必死になって電話で受け入れ病院を探してくれましたが、二巡目でやっと引き受けてくれる病院が見つかりました。

いわき市の消防本部の調査では、119番の電話を受けてから病院までの搬送時間は、震災前の2010年は41分38秒でしたが、2017年度は49分30秒かかっています。救急車が現場に到着するまでの時間はこの8年間、およそ10分程度でほぼ変わりませんが、病院までの搬送時間が平均8分も長くなっています。

医師不足・特に勤務医不足がその大きな要因になっていると考えます。いわき市の病院勤務医師数は10万人当たり全国平均を72人下回り、人口換算では252人不足してい

ます。(いわき市の地域医療対策室資料から計算)

救急対応が困難になっている背景には、勤務医不足が根底にあると思いますが、県は、避難者を受け入れている、いわき市の病院勤務医師の不足の解消にどのように取り組んでいるのかお聞きします。

いわき市の医師不足解消のため、原子力災害の原因者である国に対し、医師の派遣を求めらるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

九、喜多方市の地すべり対策について

喜多方市の地すべり対策についてです。

喜多方市高郷町揚津(あがつ)の地滑りはこれから本格化的に梅雨の大雨に見舞われる時期になることから、住民の皆さんは心配されています。県は、緊急対策として地下水をくみ上げ、恒久的排水対策を進めているとありますが、被災家屋に対しても、県が2016年4月から実施した、県独自の「被災住宅再建支援事業」を柔軟に適用させることが必要と考えます。

県は自然災害により住宅の敷地に被害が生じた場合、被災者の住宅再建をどのように支援していくのか尋ねます。

また、県は、喜多方市の地すべり対策工事を実施するに当たり、国のどのような事業を活用していくのかお尋ねします。

以上で終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事答弁

(四、児童虐待への対応について)

宮川議員の御質問にお答えいたします。

児童相談所の体制強化についてであります。今般、東京都で発生した虐待により5歳の幼い命が失われた事件は、大変痛ましい出来事であり、あってはならない事件であります。

本県においては、児童福祉司の計画的な増員に加え、各種研修の実施による職員の資質向上や、医師、弁護士等を嘱託職員として配置するなど、児童相談所の相談体制を強化してまいりました。

また、市町村や学校、病院等を始めとする関係機関とのネットワークに参画し、地域

と連携を図るとともに、本年1月には、県警察本部と情報共有に関する協定を締結し、きめ細かな連絡を取りながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めております。

さらに、児童相談所の施設についても、会津児童相談所、浜児童相談所を改築したところであり、引き続き、子どもの安全を最優先に児童相談所の体制を強化してまいります。

一、原発問題について

危機管理部長

原発事故収束・廃炉作業に当たる技術者の待遇につきましては、これまでも、労働者安全衛生対策部会等において、国及び東京電力に対し、全ての労働者に対する雇用の適正化はもとより、作業環境の改善や労働災害の防止対策等、あらゆる労働環境の整備について求めてきたところであり、引き続き、労働者が安定的に、安心して働くことができる環境の整備を求めてまいる考えであります。

次に、原発労働者の健康管理につきましては、これまでも、労働者安全衛生対策部会を定期的で開催し、東京電力に対しては、全ての労働者の放射線被ばくなど健康管理の徹底を、国に対しては、事業者への指導・監督の徹底を求めてきたところであり、引き続き、確実に取り組むよう国及び東京電力に求めてまいる考えであります。

次に、トリチウム水につきましては、中長期ロードマップにおいて、地元関係者の理解を得ながら対策を実施するとされており、現在、国の小委員会では、社会的影響も踏まえた議論が進められ、今後は、国民を対象とした公聴会の開催が予定されております。県といたしましては、環境や風評への影響などを国民や県民に丁寧に説明し、理解を得ながら慎重に議論を進めるよう、引き続き国及び東京電力に求めてまいります。

二、再生可能エネルギーについて

企画調整部長

再生可能エネルギーの推進につきましては、住民の理解の下、地域が主役の事業を押し進め、地域の活性化につなげていくことが重要であり、県内企業や県民の参加による導入促進、売電収入を活用した地域貢献の仕組みづくりなどをアクションプランの柱として取り組んできたところであります。引き続き、こうした行動計画に基づき再生可能エネルギー導入を推進してまいります。

次に、住宅用太陽光発電設備の導入推進につきましては、県の総合計画において年間6千件の新規設置を目標としており、その達成に向け、設備導入を支援しているところであり、引き続き、住宅展示場における周知活動や様々な媒体での広報を積極的に

行い、住宅用太陽光発電設備の更なる普及拡大に取り組んでまいる考えであります。

次に、いわき市遠野地区における風力発電事業計画につきましては、関係法令に基づく手続はもとより、地元住民への説明等の対応についても事業者が適切に行うべきものと考えております。県といたしましては、国の事業計画策定ガイドラインの改定の趣旨も十分に踏まえ、地元住民に丁寧に説明し誠実に対応するよう、引き続き、国や市町村等と連携しながら、事業者への助言・指導に努めてまいります。

農林水産部長

農業用ハウスを活用した営農型発電につきましては、農業収入と売電収入により安定した農業経営を目指すものであり、引き続き、採算性や作物の栽培技術に関する助言等の支援を行ってまいります。

次に、三大明神風力発電事業等につきましては、事業者から詳細な計画が示されていないことから、森林法に基づく水源かん養や山地災害の防止など保安林の指定目的への影響等について判断することは困難であります。

四、児童虐待への対応について

こども未来局長

児童相談所の児童福祉司の配置につきましては、国の新たな基準により、平成31年度までに50名を配置することとされており、本県では、平成30年4月1日現在、児童福祉司を48名配置しております。引き続き、国の基準を見据えながら職員の適正な配置に努めてまいります。

五、農業政策について

農林水産部長

TPP11につきましては、通常国会において、今月13日に協定が承認され、その関連法案が審議されております。本県の農林水産物への影響については、国の手法に準じた試算により、牛肉、豚肉等を中心に、生産額が9.5億円から15.8億円減少すると試算しており、引き続き、JAや市町村等と連携しながら、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業等、国の施策を最大限活用し、農家所得の安定と産地競争力の強化を支援してまいります。

次に、主要農作物の種子の安定供給につきましては、本県の農業振興と知的財産の戦略上、最も基本的で重要な取り組みであります。そのため、本年4月、福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱を制定したところであり、引き続き県が水稻などの原種等を生

産し、種子生産者への技術支援を行いながら、品質の高い種子の安定供給に取り組んでまいります。

次に、森林経営管理法につきましては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を目的としております。具体的には、森林所有者や市町村による伐採・造林・保育、持続可能な森林経営を促進し、温室効果ガスの削減、水源かん養等の公益的機能が発揮されるよう技術的支援にしっかり取り組んでまいる考えであります。

六、地域の商店の維持と仕事おこしについて

商工労働部長

地域の商店への支援につきましては、店舗改装も対象となる制度資金の拡充や商店街の魅力を生み出す空き店舗の家賃補助、顧客確保につながる専門家の派遣等に、取り組んできたところであります。今後は、商店等の担い手育成事業の充実や商工団体が実施する店舗改装等にも活用できる小規模事業者支援制度の周知を図るなど、地域の事業者等への支援にしっかりと取り組んでまいります。

七、復興の在り方について

生活環境部長

国直轄の除染事業における適正な労働条件の確保につきましては、これまでも、国に対し作業員の労働安全対策、賃金等の労務管理や元請・下請間のトラブル解決などが適切に行われるよう求めてきたところであり、引き続き、労働関係法令の下、雇用契約に基づき適正な労働条件が確保されるよう国に求めてまいる考えであります。

土木部長

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条に規定する団体等への加入者の使用促進につきましては、県が発注する工事に適用する共通仕様書に規定しており、技術基準等に関する会議を通じ、出先機関に対し周知を図っております。

次に、受注者が工事を下請けに出す場合の県内業者の優先的な活用につきましては、県の共通仕様書において、極力契約の相手方を県内業者から選定するよう規定しており、引き続き、共通仕様書に基づき、県内業者の活用が図られるよう努めてまいる考えであります。

八、いわき市の医療提供体制について

保健福祉部長

いわき市の病院勤務医師の不足の解消につきましては、県外で勤務していた医師を雇用した場合や外部から診療の支援を受けた場合に人件費等の補助を行っております。また、県立医科大学から、いわき市の医療機関に対し、医師の派遣を行っており、引き続き、医師の確保に努めてまいります。

次に、いわき市への国からの医師の派遣につきましては、国立病院機構等が運営している病院からの派遣や、全国から被災地に医療従事者を派遣するシステムの構築など、医師確保対策を積極的に講じるよう、国に対し、継続して求めているところであります。

九、喜多方市の地すべり対策について

危機管理部長

自然災害により住宅の敷地に被害が生じた場合の被災者の住宅再建につきましては、倒壊による危険を防止する必要があることや居住するための補修費が著しく高額となることなどにより住宅を解体した場合で、被災者生活再建支援法が適用とならない場合においては、県独自の福島県被災者住宅再建支援事業により、支援することとしております。

農林水産部長

喜多方市揚津地内の地すべり対策につきましては、6月20日に採択となった災害関連緊急地すべり対策事業を活用した集水井の設置など、地下水の排除により、地すべりの抑制を図ってまいります。

<再質問>

宮川県議

再質問を致します。知事にです。

児童虐待問題についてです。浜通り児童相談所は立派にできました。体育館もあってとてもいい環境だと思っております。それから、児童福祉司も国の今の基準ということで進められて、あと2人ということなんですが、実態はなかなか厳しいものがあります。

中央児童相談所やそれから一時保護所が離れた場所がある県中相談所の施設改善、これはやっぱり求められていると思います。

それから、いろいろこの問題がでて関係の方にお聞きしました。例えば市の家庭相談員は連絡を取り合って児童福祉司の方と連絡を取り合っているんですけど、家

庭相談員の人では助けを求めてくる例は 100 件も持っている。児童相談所では直接、命に係わるような問題で手いっぱいだと。こういう状況なんですね。

私も知っている限りでも、例えば母子で避難して、原発問題でそのまま離婚してしまったとか。あと、それまで親子三代で暮らしていたけど、若い夫婦と子どもだけで避難して、家族関係が壊れてしまっている。

要するに、全国一という虐待件数の増え方なんですけど、警察での通報が多くなったというんですけど、それだけでなく、もっと深く突っ込んでいかなければならないと、こんなふうに思うわけです。

野党 6 党が一昨日の 26 日に児童福祉司の配置基準を人口 4 万に 1 人から 3 万人に 1 人にしようと、こういう法案を出したんですね。各児童相談所に 1 人ずつ追加して、虐待対応が多い児童相談所には上乘せをすると。それで 1,200 人の増員をするという、その児童福祉法と児童虐待防止法の改正案なんですね。これは年間 80 億円程度というような報道です。

やはり実態をもっと国に言っていかなければならないと思うし、やはり福島県では「日本一子育てしやすい県」を目指しているということなんですけれど、それと逆行しているような事態が起きていると。

こういうことを踏まえてですね、知事は全国に先がけた児童相談所の体制強化、これをやっぱり実施していくべきだと思いますので、再度、質問を致します。

それからですね、企画調整部長に質問します。

地域指導型のルールづくり問題なんですけれど、再生エネルギーの第 3 期アクションプランの見直しということにいま取り組んでいくというんですけど、やっぱりこれだけいろいろ問題が出てきて、国のそういうルールも変えなくちゃならない、そういう事態になっているんですね。ですから、このことについては地域住民の声をしっかり聞いた、そういうものになっていくように作っていく必要があると思います。

それから遠野の三大明神と、遠野風力発電の問題なんですけど、このように地元の人には言っております。「原発問題で本当に農林業がひどい影響を受けて、やっと少し回復してきた。そしたら今度はまたこういう重大な影響を受けかねない問題を抱えている。2重3重に問題を私たちに、原発問題から原発に頼らないということで再生可能エネルギーをやるというのに、またこういう思いをしなくちゃならないのか」と。こういうことなんですね。

ですから私は、ちゃんとそういう人たち願いに応えるようなルールを作っていくべきだと思うし、この 2 つの発電所は中止を求めるべきだと思います。お答え頂きたいと思

います。

<再答弁>

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答え致します。

大切なこと3点あると思います。1点目は引き続き計画的に児童福祉司を配置していくこと、そして2点目は関係機関団体等と連携を図ること、そして3点目は児童相談所本署と相談室が密接に関わっていくこと。こういった点を一つ一つ丁寧に進めていくなかで、児童相談所の体制をより強化をしてまいります。

企画調整部長

再質問にお答え致します。

再生可能エネルギーの推進につきましては、先ほども申しあげましたけれども、住民の理解のもと、地域が主役の事業を進め、地域の活性化につなげていくことが重要でございます。これまでもアクションプランなかでも県内の企業や県民参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みづくりなどを示しまして、柱として取り組んできたところでございます。アクションプランの見直しにおきましても、引き続きこうした行動計画を踏まえまして、再生可能エネルギー導入を推進して参ります。

<再々質問>

宮川県議

知事に再々質問させていただきます。

なんといっても人的体制が重要です。国に対して児童福祉司の増員を強く求めて頂きたいことと、自ら県自身も率先して増やして頂きたいと思っております。お答えいただきありがとうございます。

それから、企画調整部長なのですが、遠野風力と三大明神風力発電は中止を求めるべきと思いますが、再度お答え頂きたいと思っております。

それから、保健福祉部長に質問致します。

いわき市の医療提供体制なのですが、いろいろやっているという話は頂きましたが、実質的には、医師不足は全国的にも問題だと思うんですが、それでも全国も県も若干なりとも増えているんですね。ところが、いわき市は減っているんですよ。いわき市の

状態はだんだんひどくなっているんです。そしてこのままでは助かる命も救えないというふうな状態になっている訳なんですね。

ですから、私は具体的にですね、原発事故に起因する影響で避難者を受け入れているし、新たな医師の招へいや確保が困難になっていると。

こういうふうなことも非常に大きいわけですから、県も具体的に数値を示して、そして支援してほしいと思うし、国にも求めてほしいと思いますので、再度質問をしたいと思います。

それから生活環境部長なんですが、復興事業を、特に国の事業は県外大手企業が仕事を受けて、そのあと2次、3次でピンハネされて、その度に働く人が安い賃金で働かなければならないというのがまかり通っているんですね。除染事業は、危険手当も出るわけで、本当はちょっとした良い給料になるわけなんですが、実際働いている人からは税金も払えないというふうに言っている。私も貰っている金額を聞いてびっくりするような状態なんですね。福島の労働局の調査でも除染関係は今年の調査で44.2%、121事業者が法令違反をしていると指摘しているわけです。

ですから、そういう状況を見ても重ねて厳しく、大きく前進できるように求めてほしいと思うんですが、再度質問をしたいと思います。

<再々答弁>

企画調整部長

再質問にお答え致します。

風力発電事業につきましては、地元の理解のもと、環境影響評価の手続きなど関係法令に基づき適正になされるべきものと考えており、国や市町村等と連携しながら、地元住民の理解を得るよう事業者への助言・指導に努めて参ります。

生活環境部長

再質問にお答え致します。

国直轄の除染事業における労働条件の確保につきましては、労働関係法令のもと雇用契約に基づき適正な労働条件が確保されるよう、引き続き国に求めて参ります。

保健福祉部長

再質問にお答え致します。

いわき市の医師確保、勤務医師不足の解消につきましては、県立医科大学との連携の

下で、寄付講座の設置による県外医師の招へいでありますとか、地域医療支援教員の派遣など行っているところでありまして、引き続き医師の確保に努めて参ります。

また国に対する要望につきましては、6月7日にも要望してまいったところでありまして、今後とも様々な機会を通じて求めてまいります。

(知事質問に対して)

こども未来局長

再質問にお答え致します。

児童福祉司につきましては、これまで計画的に増員してきたところでありまして、今後も国の基準を見据えながら適正に配置して参りたいと考えております。

また、ただいま国におきまして、今回の虐待死事件を契機に児童相談所の体制強化も含めまして、児童虐待に関する緊急対策を検討するという事を聞いております。今後も動きを注視して参りたいというふうに考えております。

宮本県議「議長へ議事進行」

宮本県議

ただいまの再々質問の中で、知事にも答弁を求めたと思いますが、答弁がないと思うんですね。議長の手元で調査願います。

議長

25番議員(宮本県議)に申し上げます。

答弁側の長の判断で整理が出来ますので、ご了解を願いたいと思います。

以上